

平成30年第1回定例会（6月議会）

予算特別委員会福祉環境分科会提出資料
福祉環境委員会提出資料

—— 補正予算・議案関係 ——

平成30年6月27日

健 康 福 祉 部

目 次

◎ 補正予算関係

1	地域介護福祉施設等整備事業	(長寿社会課)	1
2	介護人材確保対策事業	(長寿社会課)	2
3	医療提供体制整備費補助事業	(医務薬事課)	3
4	医療ネットワーク推進事業	(医務薬事課)	4
5	(新) 患者のための薬局ビジョン推進事業	(医務薬事課)	5

◎ 議案関係

1	秋田県介護保険法関係手数料徴収条例及び秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要	(長寿社会課)	6
---	--	---------	---

事業概要

長寿社会課

事業名	内 容																																												
<p>地域介護福祉施設等整備事業</p> <p style="text-align: center;">32,364千円</p> <p>(Ⓐ 32,364)</p> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p>	<p>1 事業目的 「市町村介護保険事業計画」及び「県介護保険事業支援計画」に基づき、各地域において必要な地域密着型サービスを提供する施設等の円滑な開設を促進するため、必要な経費について支援する。</p> <p>2 実施主体 市町村、社会福祉法人</p> <p>3 事業内容 介護施設開設準備経費等支援事業 32,364千円</p> <p>介護保険施設等において、開設時から質の高いサービスが提供できるよう、設備整備費及び備品購入費等に要する経費を補助。</p> <p>(1) 新規補助分 12,760千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">実施主体</th> <th style="width: 35%;">施設種別</th> <th style="width: 30%;">事業者</th> <th style="width: 20%;">補助額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>由利本荘市</td> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>池田ライフサポート & システム(株)</td> <td style="text-align: right;">12,760</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 国補助単価改定に伴う増額分 19,604千円</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">施設種別</th> <th style="width: 15%;">補助対象 定員・施設数</th> <th style="width: 10%;">当初 補助単価 (千円)</th> <th style="width: 10%;">補正後 補助単価 (千円)</th> <th style="width: 10%;">当初 補助額 (千円)</th> <th style="width: 10%;">補正後 補助額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td style="text-align: center;">40人</td> <td style="text-align: center;">621</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: right;">24,840</td> <td style="text-align: right;">32,000</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td style="text-align: center;">27人</td> <td style="text-align: center;">621</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: right;">16,767</td> <td style="text-align: right;">21,600</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td style="text-align: center;">9人</td> <td style="text-align: center;">621</td> <td style="text-align: center;">800</td> <td style="text-align: right;">5,589</td> <td style="text-align: right;">7,200</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td style="text-align: center;">2か所</td> <td style="text-align: center;">10,300</td> <td style="text-align: center;">13,300</td> <td style="text-align: right;">20,600</td> <td style="text-align: right;">26,600</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: right;">67,796</td> <td style="text-align: right;">87,400</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	施設種別	事業者	補助額 (千円)	由利本荘市	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	池田ライフサポート & システム(株)	12,760	施設種別	補助対象 定員・施設数	当初 補助単価 (千円)	補正後 補助単価 (千円)	当初 補助額 (千円)	補正後 補助額 (千円)	特別養護老人ホーム	40人	621	800	24,840	32,000	認知症高齢者グループホーム	27人	621	800	16,767	21,600	小規模多機能型居宅介護事業所	9人	621	800	5,589	7,200	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2か所	10,300	13,300	20,600	26,600	計	/	/	/	67,796	87,400
実施主体	施設種別	事業者	補助額 (千円)																																										
由利本荘市	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	池田ライフサポート & システム(株)	12,760																																										
施設種別	補助対象 定員・施設数	当初 補助単価 (千円)	補正後 補助単価 (千円)	当初 補助額 (千円)	補正後 補助額 (千円)																																								
特別養護老人ホーム	40人	621	800	24,840	32,000																																								
認知症高齢者グループホーム	27人	621	800	16,767	21,600																																								
小規模多機能型居宅介護事業所	9人	621	800	5,589	7,200																																								
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2か所	10,300	13,300	20,600	26,600																																								
計	/	/	/	67,796	87,400																																								

事業概要

長寿社会課

事業名	内 容
<p>介護人材確保対策事業 (介護ロボット導入推進支援事業)</p> <p style="text-align: center;">1,968千円</p> <p>(Ⓐ 1,968)</p> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p>	<p>1 事業目的 介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化による職場定着を支援するため、介護ロボットの導入を推進する。</p> <p>2 事業内容 介護ロボット導入推進支援事業費補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助先 介護保険施設・事業所 ・補助率 1/2 ・補助基準額 600千円/台 ・補助対象 移乗介助、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援など、職員の負担軽減に効果が見込まれるロボット <p>(1) 国補助単価改定に伴う増額分 306千円 4事業者(6台)</p> <p>(2) 拡充分 1,662千円 6事業者(16台)</p>

事 業 概 要

医 務 薬 事 課

事 業 名	内 容																																				
<p>医療提供体制整備費補助事業</p> <p style="text-align: center;">89,646千円</p> <p>(国 89,646)</p>	<p>1 事業目的</p> <p style="padding-left: 20px;">医療機関の防火対策の強化を図るため、医療機関の施設・設備整備に対して助成する。</p> <p>2 事業内容</p> <p style="padding-left: 20px;">国からの内示に伴う補正</p> <p>(1) 医療機関等施設整備費補助事業 89,646千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業名 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業 ・ 補助対象 ①スプリンクラー施設整備 1施設 ②火災通報装置整備 8施設 ・ 補助率 国10/10 ・ 補助基準 <ul style="list-style-type: none"> ①スプリンクラー 基準単価 17,500円/㎡ ②火災通報装置 補助基準額 310,000円 ・ 補助先 有床診療所、病院 <p>①スプリンクラー施設整備 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象施設</th> <th style="width: 25%;">事業費</th> <th style="width: 25%;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>笠松病院（秋田市）</td> <td style="text-align: center;">92,000</td> <td style="text-align: center;">87,255</td> </tr> </tbody> </table> <p>②火災通報装置整備 (単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">対象施設</th> <th style="width: 25%;">事業費</th> <th style="width: 25%;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>JCHO秋田病院（能代市）</td> <td style="text-align: center;">713</td> <td style="text-align: center;">310</td> </tr> <tr> <td>平野医院（能代市）</td> <td style="text-align: center;">618</td> <td style="text-align: center;">310</td> </tr> <tr> <td>永沢医院（能代市）</td> <td style="text-align: center;">355</td> <td style="text-align: center;">310</td> </tr> <tr> <td>さいとう医院（能代市）</td> <td style="text-align: center;">295</td> <td style="text-align: center;">294</td> </tr> <tr> <td>御野場病院（秋田市）</td> <td style="text-align: center;">465</td> <td style="text-align: center;">310</td> </tr> <tr> <td>飯川病院（秋田市）</td> <td style="text-align: center;">335</td> <td style="text-align: center;">310</td> </tr> <tr> <td>細部眼科医院（秋田市）</td> <td style="text-align: center;">238</td> <td style="text-align: center;">237</td> </tr> <tr> <td>ゆざわ眼科医院（湯沢市）</td> <td style="text-align: center;">341</td> <td style="text-align: center;">310</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計 8施設</td> <td></td> <td style="text-align: center;">2,391</td> </tr> </tbody> </table>	対象施設	事業費	補助額	笠松病院（秋田市）	92,000	87,255	対象施設	事業費	補助額	JCHO秋田病院（能代市）	713	310	平野医院（能代市）	618	310	永沢医院（能代市）	355	310	さいとう医院（能代市）	295	294	御野場病院（秋田市）	465	310	飯川病院（秋田市）	335	310	細部眼科医院（秋田市）	238	237	ゆざわ眼科医院（湯沢市）	341	310	計 8施設		2,391
対象施設	事業費	補助額																																			
笠松病院（秋田市）	92,000	87,255																																			
対象施設	事業費	補助額																																			
JCHO秋田病院（能代市）	713	310																																			
平野医院（能代市）	618	310																																			
永沢医院（能代市）	355	310																																			
さいとう医院（能代市）	295	294																																			
御野場病院（秋田市）	465	310																																			
飯川病院（秋田市）	335	310																																			
細部眼科医院（秋田市）	238	237																																			
ゆざわ眼科医院（湯沢市）	341	310																																			
計 8施設		2,391																																			

事業概要

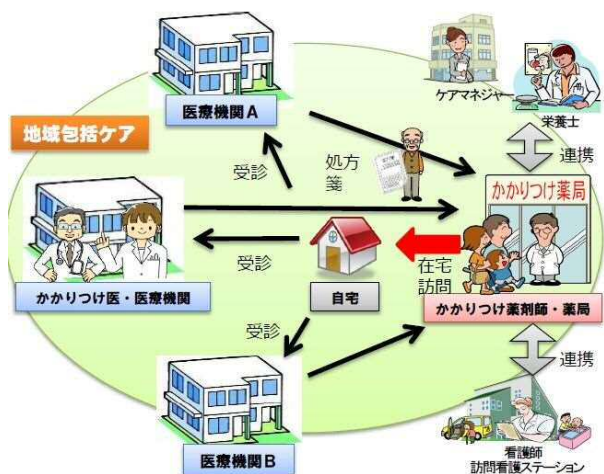
医務薬事課

事業名	内 容
<p>医療ネットワーク推進事業</p> <p style="text-align: center;">16,429千円</p> <p>(⊕ 16,429)</p> <p>[地域医療介護総合確保基金]</p>	<p>1 事業目的</p> <p>秋田県医療連携ネットワークシステム（あきたハートフルネット）の県内全域における活用を促進するため、地域の中核病院及び診療所等がネットワークに参加するために必要な機器の設置費用に対して助成する。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 地域中核病院ネットワーク参加促進事業 14,215千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 秋田県厚生農業協同組合連合会 (大曲厚生医療センター) ・対象経費 病院情報システムとの自動連携によりネットワークに接続するために必要なサーバ等機器の設置費用 ・補助率 3/4 ・補助基準額 18,954千円 <p>(2) ⊕ 診療所等ネットワーク地域集積促進事業 2,214千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 秋田県医師会 (大仙・仙北医療圏の医療機関) ・対象経費 ネットワークに接続するために必要な機器の設置費用 ・補助率 3/4 ・補助基準額 82千円（医療機関1施設あたり） ・補助額 82千円×36施設×3/4 =2,214千円 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 秋田県医療連携ネットワークシステム (あきたハートフルネット)</p> <p>県内の病院や診療所間で、患者の診療情報を安全かつ簡便に共有できるネットワークシステムとして、平成26年度に運用を開始（運営は秋田県医師会）。</p> <p>医療機関間の情報伝達や連携がスムーズになるため、転院時などにおける医療の継続性、検査や投薬の重複防止など、効率的で質の高い医療の提供に資する。</p> </div>

事業概要

医務薬事課

事業名	内容
<p>① 患者のための薬局 ビジョン推進事業</p> <p>5,150千円</p> <p>(② 5,150)</p>	<p>1 事業目的</p> <p>地域の患者がどこにいても安心して最適な薬物療法を受けられる体制を確保するため、「かかりつけ薬剤師・薬局」の機能の充実・強化を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 患者のための薬局ビジョン推進協議会（仮称）の開催 158千円</p> <p>医師や介護支援専門員（ケアマネージャー）等多職種による協議会を設置し、事業を実施する際の課題や実施方法等について検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施主体 県 ・開催回数 1回 <p>(2) 患者を地域へつなげるための人材育成事業 4,992千円</p> <p>薬局薬剤師と病院薬剤師の連携強化により、退院時カンファレンスを研修の場として活用するモデル事業を実施するなど、地域包括ケアを担う「かかりつけ薬剤師・薬局」を地域で継続的に育成する仕組みを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先 (一社) 秋田県薬剤師会 ・委託経費 専門職連携協働研修、ICTを活用した薬剤情報の一元的・継続的把握支援、県民を対象とした啓発事業等に要する費用



※患者のための薬局ビジョン
今後目指していく薬剤師・薬局のあり方として、「かかりつけ薬剤師・薬局」が持つべき機能（①服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導、②24時間対応・在宅対応、③医療機関等との連携強化）等を厚生労働省が示したものの。

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例及び秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の概要

長 寿 社 会 課

1 改正理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成30年政令第55号）による介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正内容

次に掲げる条例において引用する介護保険法施行令の条項を改めることとする。

- (1) 秋田県介護保険法関係手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第28号）
- (2) 秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年秋田県条例第56号）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例及び秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

秋田県介護保険法関係手数料徴収条例の一部改正（第一条による改正）

新	<p>別表（第二条関係） （表 略）</p> <p>備考 介護サービス情報の第十七号の公表又は第十八号の調査については、二以上の介護サービスが介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の二の三第一項の規定により知事が定める介護サービス情報の報告に関する計画で一括して報告しなければならないものとされるときは、当該二以上の介護サービスに係る介護サービス情報の公表又は調査は、それぞれ一件の公表又は調査とする。</p>
旧	<p>別表（第二条関係） （表 略）</p> <p>備考 介護サービス情報の第十七号の公表又は第十八号の調査については、二以上の介護サービスが介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の二第一項の規定により知事が定める介護サービス情報の報告に関する計画で一括して報告しなければならないものとされるときは、当該二以上の介護サービスに係る介護サービス情報の公表又は調査は、それぞれ一件の公表又は調査とする。</p>

秋田県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（第一条による改正）

新	<p>（従業者）</p> <p>第四条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに、訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）<u>第三条第一項第一号</u>に規定する養成研修修了者をいう。以下この節において同じ。）を置かなければならない。</p> <p>2 5 略</p>
旧	<p>（従業者）</p> <p>第四条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに、訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）<u>第三条第一項</u>に規定する養成研修修了者をいう。以下この節において同じ。）を置かなければならない。</p> <p>2 5 略</p>

(従業者)

第十九条 基準該当居宅サービス（法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。以下同じ。）に該当する訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに、訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令第三条第一項第一号に規定する養成研修修了者をいう。以下この節において同じ。）を置かなければならない。

2・3 略

(従業者)

第十九条 基準該当居宅サービス（法第四十二条第一項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。以下同じ。）に該当する訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）は、規則で定めるところにより、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに、訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は介護保険法施行令第三条第一項に規定する養成研修修了者をいう。以下この節において同じ。）を置かなければならない。

2・3 略